

平成22年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

3月19日（金）午前1

0時開議

日程第 1 議案第13号 平成22年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第 2 議案第14号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について

て

日程第 3 議案第15号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定について

日程第 4 議案第16号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定につ

いて

日程第 5 議案第17号 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について

日程第 6 議案第18号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について

日程第 7 議案第 19 号 平成 22 年度嵐山町水道事業会計予算議定について

日程第 8 議案第 23 号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補正）

日程第 9 議案第 24 号 町道路線を廃止することについて（町有財産払下申請）

日程第 10 議案第 25 号 町道路線を廃止することについて（町の境界変更）

日程第 11 議案第 26 号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補正）

日程第 12 議案第 27 号 町道路線を認定することについて（道路敷地の寄附）

日程第 13 請願第 1 号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する

る請願書について

日程第 14 議員派遣の件について

追加

日程第 15 議員提出議案第 1 号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出に

ついて

日程第 16 議員提出議案第 2 号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正
する条例

の提出について

日程第 17 議員提出議案第 3 号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求
める意見

書（案）の提出について

日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（13名）

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 畠 山 美 幸 議員 | 2 番 青 柳 賢 治 議員 |
| 3 番 金 丸 友 章 議員 | 4 番 長 島 邦 夫 議員 |
| 5 番 吉 場 道 雄 議員 | 6 番 柳 勝 次 議員 |
| 7 番 河 井 勝 久 議員 | 9 番 川 口 浩 史 議員 |
| 10 番 清 水 正 之 議員 | 11 番 安 藤 欣 男 議員 |
| 12 番 松 本 美 子 議員 | 13 番 洪 谷 登美子 議員 |
| 14 番 藤 野 幹 男 議員 | |

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

| | |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 杉 田 豊 |
| 書 記 | 菅 原 広 子 |
| 書 記 | 石 橋 正 仁 |

○説明のための出席者

| |
|---------------------|
| 岩 澤 勝 町 長 |
| 高 橋 兼 次 副 町 長 |
| 安 藤 實 総 務 課 長 |
| 井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長 |
| 中 西 敏 雄 税 務 課 長 |
| 中 嶋 秀 雄 町 民 課 長 |
| 岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長 |
| 田 島 雄 一 環 境 課 長 |
| 水 島 晴 夫 産 業 振 興 課 長 |
| 木 村 一 夫 企 業 支 援 課 長 |
| 田 邊 淑 宏 都 市 整 備 課 長 |
| 小 澤 博 上 下 水 道 課 長 |

| | | | | |
|---|---|---|---|-------------|
| 田 | 幡 | 幸 | 信 | 会計管理者兼会計課長 |
| 加 | 藤 | 信 | 幸 | 教 育 長 |
| 小 | 林 | 一 | 好 | 教育委員会こども課長 |
| 大 | 塚 | | 晃 | 教育委員会生涯学習課長 |
| 水 | 島 | 晴 | 夫 | 農業委員会事務局長 |
| | | | | 産業振興課長兼務 |

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、平成 22 年嵐山町議会第 1 回定例会第 22 日の会議を開きます。

(午前10時01分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に予算特別委員会に付託し、請願願っております第 13 号議案平成 22 年度嵐山町一般会計予算議定についての件、第 14 号議案 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての

件、第15号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件、第16号議案 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、第17号議案 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、第18号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び第19号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上、予算議案7件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました第23号議案、第24号議案、第25号議案 町道路線を廃止することについての件及び第26号議案、第27号議案町道路線を認定することについての件の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する請願書の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、追加議案の報告をいたします。議員提出議案第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件、議員提出議案第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についての件及び議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を

求める意見書(案)の提出についての件をお手元に配付しておきましたので、
ご了承願います。

最後に、所管委員会から閉会中の継続調査の申し出が提出されました。
お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第1、第13号議案 平成22年度嵐山町一般会計
予算議定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたので、
委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

河井予算特別委員長。

〔河井勝久予算特別委員長登壇〕

○河井勝久予算特別委員長 おはようございます。2月26日に本定例会で
付託を受けました平成22年度一般会計議案審査に対して報告書を読み上
げまして、特別委員会報告といたします。

前に訂正がありますので、1つお願いいたしたいと思います。報告の2ペ
ージなのですが、下から9行目、「中央公民館のフロアーを」というとこ
ろを「中央公民館事務室を」というふうに訂正してください。「フロアー」を「事

務室」にお願いしたいと思います。

それでは報告いたします。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。予算特別委員長、河井勝久。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件の番号は議案第 13 号。件名につきましては、平成 22 年度嵐山町一般会計予算議定について。審査の結果、可決すべきもの。

では、報告書を読み上げたいと思います。

予算特別委員会報告書、平成 22 年 3 月 19 日、予算特別委員長、河井勝久。

1、付託議案名。

議案第 13 号 平成 22 年度嵐山町一般会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

2月26日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別委員会に付託されました議案第 13 号 平成 22 年度嵐山町一般会計予算議定についての件を3月8日、3月9日、3月10日及び3月11日の4日間にわたり審査いたしました。

(1)第1日目の審査。

3月8日に 11 名の委員及び委員外として、議長、関係する執行部説明

員の出席のもとに開会いたしました。

直ちに、議案第 13 号 平成 22 年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題とし、課局ごと歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、政策経営課、総務課・会計課、町民課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

議会事務局については、質疑がありませんでした。

税務課では、町税における個人町民税、法人町民税が減額している理由は、景気の動向によるものかとの質疑に対し、平成 21 年度の当初課税と比較すると 9.7%の減である。法人町民税は、企業の決算赤字を取り込んだものであるとの答弁でありました。町民税の収納率をどのくらいに見ているかの質疑に対し、個人町民税 98%、法人町民税 99.5%、固定資産税 98.6%、軽自動車税 97.5%、町たばこ税については、減額を見込んでいますが、税法改正で 1,500 万円の増額となるとの答弁がありました。

政策経営課では、県地方分権推進交付金について減ったのは何かの質疑に対し、県から権限を移譲されている事務経費を交付されるものであり、77 事業のうち嵐山町は 57 事業の交付金で、見直しにより 60 万円減ったとの答弁がありました。財団法人市町村振興協会交付金は、何に使用されているのかの質疑に対し、宝くじの収益交付金であり、使い方は、主に公民館や図書館などの活動費に充当されているとの答弁がありました。自動車取

得税交付金が大きく減額した理由の質疑があり、2009年よりハイブリッドカーは取得税、重量税が全額免除、これ以外でも一定基準を満たした環境対応車を購入すると自動車取得税が50%から75%減額されることにより、県の収入が少なくなるため減収になるものである。また、特例交付金1,000万円は減収の一部を補てんするための交付であるが、町としてはダメージがあるとの答弁がありました。自動車重量譲与税は1,100万円の減は、平成21年度の当初見込みが高かったためで、車の所有者は減っていないが、買いかえで変化も出ているとの答弁でした。

町の起債に対して、公債費が少ない、どうするのかとの質疑に対し、プライマリーバランスは黒字のほうがよいが、平成22年度は1億9,369万円の赤字となっている。このうち借換債が1億2,660万円となっており、これを除くと6,736万円の赤字である。また、平成24年度には黒字になる予定との答弁がありました。コミュニティー推進事業の補助金が減ったのはとの質疑に対し、1団体3年間の補助であり、継続1年目4団体、3年目で3団体となり、10万円の助成で4年目となる1団体が減ったためである。主な事業は、健康づくり、グラウンドゴルフ、生き生き事業、花いっぱい等であるとの答弁がありました。電子自治体推進事業のホームページにメールマガジンはつukれないかの質疑に対し、メールマガジンは今後の課題であるとの答弁がありました。

総務課・会計課では、七郷簡易郵便局の取り扱い手数料がふえたのは

何かとの質疑に対し、郵政民営化による固定基本額の改定によって、手数料が上がったことによるものであるとの答弁がありました。旧役場菅谷出張所の管理費13万2,000円は、社会福祉協議会、シルバー人材センターの移転の関係をいつまで見込んだか、また費用負担はとの質疑に対し、4、5月の2カ月分の予算を計上、移転費用はそれぞれで負担していただくとの答弁でした。自主防災組織の設立と地域連絡協議会の設置はできないか、防災訓練の実施はどここの地区になるのかの質疑に、組織は12カ所、本年11カ所できる。一堂に会する連絡協議会は今後必要と考えている。防災訓練は9月に菅谷地区で行いたいとの答弁がありました。町民ホールの使用料が減っているのはなぜかの質疑に対し、平成21年は延べ36件の使用料を見込んだが、定期的に使用していた1団体が使用会場を移したため、決算見込みによって18件としたことによるとの答弁でした。電子入札について入札事業はすべてできるのか。また、負担金は変わってくるのかの質疑に対し、入札参加業者の共同、電子入札については、受け付けは21年度から試行、24年度より導入していく。負担金は埼玉県電子入札共同システムで共同参加によるもので、本町は土木、建設のみの入札であり、共同受け付けの負担金については、業者数により案分、運営費負担金については、人口割によって案分されているとの答弁がありました。奨学資金貸付基金の利子が増額した理由についての質疑に、定期預金による運用のものであるとの答弁でした。

町民課では、菅谷出張所の補償費、使用料がなくなったが、植木の管理などしなくなったのか。出張所事務はどこに移るのかとの質疑があり、植木、記念樹は移植、他は伐採、隣接地は売買する考えである。事務室は、中央公民館事務室を間仕切りにして一時使用する。階段の改修は、改築までの暫定処置なので行わないとの答弁がありました。運転免許証を自主返上した高齢者に対する写真つき住民基本台帳カードの無料交付についての質疑に対し、住基カードの発行を無償とするもので、予算としては、カードの枚数が少なくなったので、購入費用を計上しているとの答弁がありました。

(2) 第2日目の審査。

3月9日に委員 10 名及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

前日の委員会において、町民課まで質疑が終了していましたので、健康福祉課から審査することとし、環境課・上下水道課、産業振興課、企業支援課、都市整備課の順で質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

健康福祉課では、地域包括支援センターの事業費が約 200 万円減額となったが、どのような内容かの質疑に対して、認定調査員の2名分の臨時職員の賃金を介護保険特別会計の認定調査費に移し計上したため、減額となっているとの答弁がありました。在宅介護支援センター運営事業が廃止となっている理由についての質問に対し、事業運営の中心が平成 18 年度

に設置した包括支援センターに移ったためとの答弁がありました。福祉タクシー事業の取り扱い手数料と生活サポート事業の内容についての質疑に、福祉タクシー事業は、障害者の外出をサポートする事業で、その事務取り扱い手数料である。障害者がタクシーを利用したときに初乗り料金相当分を補助する利用券で、一般タクシーと町内の介護タクシーを含めて利用できる。36枚つづりで、1回の利用で1枚使用することができる。生活サポート事業については、現在276名が登録されているが、利用者は現在129名、生活サポート事業利用料補助金事業については、利用料が1時間当たり950円で、本人負担500円を差し引くと町負担は450円となっているとの答弁がありました。また、ダイヤモンド交通について、どんな内容が検討されているのかとの質疑に対し、23年から開始できればよいと考えているが、22年度に職員を中心に検討し、嵐山町に合ったものを検討していきたいとの答弁がありました。

乳幼児健診における事業で、対象乳児は毎回全員が健診を受けているのか。健診の過程で虐待などの発見はあるのかの質疑に対し、健診は毎回全員とはならない。健診が受けられなかった乳児への対応は、電話連絡や訪問などで補っている。虐待については、あざ、栄養状態、発達状況など注意を持って健診を行っているとの答弁がありました。障害者相談支援事業の委託料247万円がついているが、内容はどの質疑に、障害者が自立できるための相談員を配置し、訪問による状況把握と支援を行う。社協に委

託した社会福祉士が対応、窓口、電話相談も行うとの答弁でした。

環境課・上下水道課では、塵芥処理費のごみ収集運搬事業等の事業がゼロになっている。減額した理由は一事業になったからかとの質疑に対して、可燃物収集運搬事業、不燃物収集運搬事業、資源ごみ収集運搬事業、粗大ごみ収集運搬事業、動物死体処理事業、それぞれの事業を一つの事業としてごみ資源収集運搬事業にした。不法投棄物処理事業の減額は、美化清掃運動のごみ処理費用を美化清掃事業へ分けたものである。不法投棄件数は平成21年56件、22年に入り33件既にある。動物死体処理件数は223頭である。ごみ資源収集運搬委託料は79万9,000円ふえている。収集運搬業者委託契約はなるべくまとめて、長期入札(3年くらい)により対応する。ごみによっては違いがあり、業者が固定されないかとの問題はあるが、対象が違えば別々の入札になる。現在は、可燃物、不燃物、資源物(紙、衣類)、粗大ごみ収集運搬事業で随意契約しているとの答弁がありました。

地球温暖化防止事業の太陽光発電システム、高効率給湯器設置補助についての新規事業であるが、内容についての質疑に対し、太陽光発電システムは1キロワット以上のものとし、対象は住宅用、町内に住所を有し設置する者、町内に住宅を購入、新築を対象とする。20軒を予定し、1件5万円の補助で100万円を予算化した。また、給湯器はヒートポンプ型、潜熱回収型、ガス発電、家庭用燃料電池、太陽熱温水器が補助対象であるとの答弁がありました。環境基本条例制定の準備のために、何をするのかの質疑

があり、環境基本理念を定め、基本条例制定するための準備である。環境保全審議会を開催する。委員の数は15人、公募もあるとの答弁がされました。里地、里山の整備について、広野金皿山の整備の内容はとの質疑に、1万6,645平方メートルの山林を保全するため、鑑定評価を行い取得し、自然体験型の里山として管理し、遊歩道などの整備工事を行うとの答弁がありました。

産業振興課・企業支援課では、中小企業近代化資金利子補給について、事業規模もあるが、利用状況から利子補給の少ないのはどのくらいかとの質疑に対し、平成21年は63名、147件、利子3,019万3,071円、限度額は5万円としている。最低は280円の利子補給、5万円の限度額は9名、少ない借り入れも手厚くしたいとの答弁がありました。広野2区の深谷沼の親水公園整備事業について、どんな改修をするのかの質疑に、沼はため池として水利用、ブロック積み護岸工約72メートル、その他散策のための歩道の設置、ヘドロ除去はないとの答弁でした。消費者支援推進事業の拡大、67万円ふえているが何かとの質疑に対しては、消費者被害を防ぐためトラブルなどに対応する相談をするための経費であり、国、県の補助が175万円ふえ、相談員の相談日を週4回開くとの答弁がありました。

都市整備課では、住宅耐震化の支援事業について、補助対象は昭和56年5月31日以前の建物で診断を受けたものの対応かとの質疑に対し、耐震診断の結果が耐震評点1未満と診断された建物である。内容は一戸

建ての住宅または兼用住宅が対象で、診断費は2軒分6万円、改修費補助は2軒分40万円であるとの答弁でした。道路舗装事業で通学路の反射熱をなくす対策の考えはとの質疑に対し、遮熱舗装はあるが工事単価が高い。歩道については、雨水による光の乱反射の軽減や水はねが減るなどの透水性の舗装で対応していくとの答弁がありました。橋梁剥落対策の工事負担金1,130万円は、どこの橋かの質疑に対し、関越自動車道上の広野下郷橋と中郷橋の2橋との答弁でした。

(3)第3日目の審査。

3月10日に全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

前日の委員会において、都市整備課までの質疑が終了しましたので、こども課から審査することとし、生涯学習課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

こども課では、放課後児童対策委託料の3学童保育室の2,300万円の配分についての質疑に対し、配分は菅小ひまわりがふえ4室、中身は項目による積算で、基本分、開設日数加算、指導員加算、町単独加算、長時間加算、障害者加算、ひとり親加算、指導員給料計算事務加算4室となっていたとの答弁がありました。七郷小学校体育館の耐震診断について、建て替えが変更された理由はとの質疑に対して、国の方針で平成27年度までにすべての学校の耐震化が出された。当面施設の安全化のためであり、建て

替えをしていたら財政上の問題もありこの期限内にできないので、決まりをつけるため耐震補強工事に切りかえたとの答弁がありました。

教育委員会事務局総務事業で、印刷製本費の製本は何かの質疑に対し、町の様相や内容が変わったので、小学校3年生から使う社会科副読本の改訂 900 冊、236 万円である。3から4年で見直しを図るが、発行は 10 年に1回変えればよいとの答弁でした。さわやか相談員の対応と小学校へ配置の考えはとの質疑に対し、菅谷中、玉ノ岡中各1名配置され、相談は年 2,000 件を超える。補助条件が中学校ということなので、小学校の配置はないとの答弁でした。子ども手当の支給についての質疑に、児童手当と子ども手当は1万 3,000 円が4、5月分となり6月に支給、その後は子ども手当となるとの答弁がありました。

生涯学習課では、公民館活動事業について 366 万円減ったが何か、また活動と対応についての質疑に、減額の主なものは館長の報酬分で、今後職員がその任務に当たる。そのほかの減額は、放課後子ども教室事業に移行したため、放課後子ども教室など使用の場合は、限られたスペースの中で行っていただくとの答弁がありました。知識の森図書館における湿気やカビの換気対策は 22 年度でできるのかとの質疑に対し、カビやスチーム洗浄、サツキなどの植栽は除去して換気対応を図るとの答弁でした。遺跡測量データの電子化事業についての質疑に対しては、歴史資料、測量したものをアナログ、デジタルと異なるデータで保管しているが、統一しデータ保

管するもので、緊急雇用創出基金を充てるものと答弁がありました。傷害保険料 64 万円の使途、体育協会の補助金に不足はないか、また、公平かとの質疑に対し、保険は体育行事の傷害保険料、体協には 224 万円の補助金が出ていて、13 の部に人数や試合数などにより割り当てられている。競技部は 17 団体あるが、連盟をつくって運営、大会も行っているとの答弁がありました。

(4) 第4日目の審査。

3月 11 日に全委員及び委員外として議長、関係する執行部、説明員の出席のもとに開会いたしました。

前日の委員会において、全課局に関する質疑が終了しましたので、当日は歳入歳出を含め総括的な質疑を行いました。総括質疑には、渋谷登美子委員、川口浩史委員、清水正之委員、金丸友章委員から届け出があり、その質疑の概要は次のとおりでありました。

地方交付税の増額で、予算編成に対する諸施策に反映されたものはその質疑に対し、町税が1億 7,400 万円減収見込みのため、地方交付税の増分で何か新しくできた事業はなかったとの答弁がありました。

広域路線バスとダイヤモンド交通との関係について、ときがわ町で行う、ダイヤモンド交通ミニバスと広域路線バスとが南部地区において競合するところができ、広域路線バス運行が難しくなることが予想される。ときがわ町と連絡体制をとることはとの質疑に対し、ときがわ町からこの関係の話は来てい

ない。町としてディマンド交通を始めたいが、状況を見て町民の満足度にあわせ、研究しながら対応していくとの答弁がありました。

環境基本条例制定と第5次総合振興計画について、地域主権の考えであればまちづくり基本条例の制定が重要になる。それらに関する審議会委員のあり方についての質疑に対し、公募の委員を含め検討していく、住民意識と主体性を強めるための方向を見定めて行うとの答弁がありました。また、各種審議会や諮問会議の会議録についての職員対応と内容を記録することはとの質疑に対し、会議録作成に時間がかかる。人件費の削減や省力化を図ることを考えて策定したいとの答弁がありました。

外部、補助金団体の運用について、事業計画の実績がわかる領収書の添付など監査も必要ではとの質疑に対し、補助金等の交付手続に関する規則に基づき報告していただいている。適正化委員会も開いて検討する方向であるが、結論を出すのは難しい。団体が適正化することが大事で、はっきりさせることも必要との答弁がありました。

花見台工業団地による電波障害について、原因者負担で対策を行うべきではとの質疑に対し、基本的には原因者負担であるが、過去の経緯もあり、デジタル化によって問題は解決できると考えているとの答弁がありました。

子ども手当について、支給漏れがあってはいけない、個別通知を出さないと漏れが出るのではないか。また、支給により所得とみなされれば増税に

なるので、税額控除を願うがとの質疑に対し、周知について、町内幼、小、中学生は学校を通して連絡通知、町外に通園、通学されている児童生徒は親に通知、私立の小中学校児童生徒については、検討したいとの答弁がされました。

町政運営の重点をどこに置くか、少子化対策、高齢者対策と労働者人口の確保について、税金を含め、企業支援課の役割が重要となる。これらの考えはとの質疑に対し、子供に関する諸施策、手当を行ってきている。高齢者関係の費用もふえていて課題は大きい。経営基盤の確立と雇用の確保が税金を上げる手段であるならば、企業支援課を分けた理由があり、結果は出せる。中長期対策で少子高齢化対策を考えていくこと。企業が元気であれば人口は減る。自治体も子供支援のあるところに今は人が流れていくので、対策は重要との答弁がありました。

吉田集会所の管理運営について、ふれあい講座、ふれあい塾について、ふれあい講座などは学校の余裕教室で行ってもよいのではとの質疑に対し、使用、利用目的があり、地域の文化活動として自主的な取り組みとの答弁がありました。

総括質疑終了後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとする事に決定いたしました。

これをもちまして、議案第13号 平成22年度嵐山町一般会計予算議定についての件の審査、経過及び結果についての報告を終わります。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論につきましては、3名の方から届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第13番議員、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) 第13番議員、渋谷登美子です。

平成22年度一般会計予算案に反対します。3つの反対の理由があります。

まず第1点目です。22年度予算に法令違反の疑いのある予算が組み込まれていることについてです。

地方自治法2条14号に、地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという事務処理の原則が定めてあります。

ところが、部落解放同盟嵐山支部の補助金、人権教育事業は地方自治法2条14号の定めにも反する疑いの高い状況が続き、22年度予算も改まる状況にないことを指摘します。

議員になった当初、驚いたことが、議会政務調査費が遊興費に使われ

ていたこと、納税組合補助金が続けられていたことで、いずれも大きな抵抗がありました。住民監査請求や住民訴訟で既得権を周知することができました。

人権教育事業では、ほとんど同和が中心です。この中でも吉田集会所で行われるふれあい講座、21年度は1回の講座に集まる人数は、カラオケ講座は5～6名、手芸は4名、健康ダンス教室の事業は4名で、これらの講座が人権教育として行われ、町予算が使われることの不可解さです。こういった事業は、コミュニティー事業として地域で行うことが理にかなっています。その他の事業も、社会教育として有意義であると思いますが、公民講座の北部地区出張講座として展開すべきです。

小学生対象のふれあい塾については、七郷小の教員が行い、教員にとっては負担のあるものですが、一定の意味はあると考えます。人権教育事業は、吉田集会所事業の大人ふれあい講座の予算を菅谷小、志賀小のふれあい塾講座として、放課後子ども教室や学校応援団にお願いするように組みかえ、地域の子供のいじめ、貧困対策などの解決に役立てるべきです。

地域住民、企業に対しての人権講座は、もっと現代が直面している課題、人身売買の取引、ドメスティック・バイオレンス、児童・高齢者虐待、メディア・リテラシーに内容を変えていくべきです。

部落解放同盟嵐山支部への補助金 69 万円も、他団体での補助金と比較すると余りに金額が大きく、8世帯の会費4万円に対し町の補助金が 69

万円で、支出内容は、上部団体への負担金と各種研修会参加費と会議費です。決算書から判断して、部落解放同盟嵐山支部の多額の補助金交付は、政策として不適當です。

これまで予算、決算質疑の中で、部落解放同盟嵐山支部への施策についての指摘があると、その指摘の中に差別用語があったと議会中断があり、議会閉会後は、町長、教育長、担当者、議長に対して、部落解放同盟が交渉を求めるという事態がたびたびありました。そのために費やす時間と負担の大きさ、ほかへの事業への支障を考えると、施策の問題点についての指摘を控えることもありました。しかし、国、嵐山町ともに財政困難な時代に、このような税金の使い方は許されません。少子化で人が長命になり、政策の転換を求められています。

人権問題の中心を同和ではなく、直面している暴力、いじめ、貧困、外国人差別などの課題解決に振り向けるべきであり、嵐山町が22年度においても人権教育は同和を中心とし、部落解放同盟嵐山支部への多額の補助金交付を続けるならば、明らかに地方自治法2条14号に反していることを指摘します。毅然とした態度で政策の転換を進めるべきです。昨年1月23日に提出された嵐山町団体補助金検討委員会の報告に沿って、政策の転換を進めるべきであります。

自治法2条16号では、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。市町村は、当該市町村の条例に違反してその事務を処

理してはならないという定めがあります。昨年1月、松本美子議員に対して吉田集会所管理人報酬の違法支出が発覚した折、公にすると過去の例により町交渉、議長交渉を求められることが予測され、町、議会ともに負担がかかることが予測されました。このために公にせずに処理しました。

しかし、平成21年度分のふれあい講座の健康ダンス教室と健康講座講師料23万円を松本美子議員に支払われたことがわかりました。嵐山町は法令違反の疑いが高いことの認識がないことがわかりました。22年度分についても、同様の法令違反の疑いの高い行為を繰り返すことが予測され、法令違反が予測される予算書であることを指摘します。

2点目です。これからの施設のあり方についてです。

ふれあい交流センターの建設に当たって、パブリックコメントを生かした設計変更があり、よい施設の建設が行われると思います。七郷小の体育館の耐震補強工事についても、新築ではなく、財政状況を考えると妥当な判断であると思います。

ふれあい交流センターの建設に当たっては、菅谷出張所に入居している団体の行き先について以前から危惧しておりました。そのためにいろいろな施設の可能性を探っていました。その中でわかってきたことが図書館の湿気問題であったり、菅谷幼稚園が借りられるのではないかとということであったり、生き生きふれあいプラザなごみの補助金適用期限が終了することであつたりします。

私は、社会福祉協議会の行き先については、施設改修、転居費用、住民への周知を考えると、一度の転居で済ませる方法を考えるべきであると考えていました。町が社会福祉協議会には補助金を出し、多くの事業を委託しています。嵐山町基本計画は3年の実施計画で進められています。現在は、1年先の財政状況を予測することも難しいのですが、それでもこれまで以上に嵐山町では経費がかかり、税収が少なくなることは明らかです。

ところで、町は社会福祉協議会の移転先を元菅谷幼稚園と決定しました。元菅谷幼稚園は、子供の施設としてはとてもよい施設です。社会福祉協議会が入居することで安心感はあるのですが、社会福祉協議会にとっての経済的負担は大きいと考えます。実施計画は3年のローリング計画で立てられます。施設の老朽化への対応はこれからも起こり得ることで、施設建設に係るこれまで入っていた団体の行き先については、これまでの利用方法の変更と既得権への対応もあわせて、もっと事前に最善策を考える姿勢が必要です。政策を考える時期が遅いため、これからの負担額が大きくなると感じています。

3点目です。職員の定数の適正化に合わせ人員削減が行われました。現在の職員の勤務内容を見ると疑問を感じます。こども課では子ども医療費の事務処理に追われ、時代に合ったこども政策に向ける時間をとることが難しそうです。環境課では、アライグマ捕獲で集中して環境政策をつくるのが難しそうです。政策経営課では、政権交代による事業の変更と財政が

縮小していることにより、町民と協働の第5次総合振興計画の策定、男女共同参画事業を進めることが難しそうです。

町民からの公務員バッシングは続いています。新しい公共サービスをつくる仕組みづくりが必要です。どうやって行うかアイデアを見る必要があります。どのようにしたら町民の公共意識の醸成と民による公共サービスをつくるかを政策として構築できるか、その場と時間が必要です。職員が新しい時代に必要な政策づくりに時間を割くことができる新たな体制が必要ですが、その体制が見えず残念です。

予算全体を通して人口構成の変化を行政が認識し、できるだけ将来の負担を少なくしなければならないという認識があることは十分にわかりました。今後どのような展開と政策を進めるかが重要になります。予算策定のご苦労に感謝して、反対討論とします。

○藤野幹男議長 次に、賛成討論を行います。

第9番議員、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。

2010年度、平成22年度の一般会計について討論を行います。

昨年の総選挙は民主党の圧勝でありました。時代の閉塞感を感じた国民は、その希望を民主党に託したわけです。民主党は国民の一定の願いを反映させてきておりましたが、しかし一方で、大企業とアメリカとの関係は従前

と変化がありません。内需主導の経済成長と労働者の安定した雇用の確保は、大企業にその社会的責任を果たさせることが求められます。

また、アメリカはオバマ氏が大統領になって核兵器の廃絶を表明するなど変化は見られるものの、なおも日米は主従の関係のままです。独立国としての対等な関係にほど遠い状況であり、民主党にはこの2つの異常から抜け出すことを求めるものです。

さて、嵐山町の予算についてですが、私たちが要望したものが掲載されている一方、町民の理解が得られない予算も計上されています。初めにそれを申し上げます。

花見台工業団地の電波障害対策がその一つです。これは工場建設により周辺に電波障害が発生したものであります。そして今度は、この今回の件は、地上デジタル化への対策のための予算であります。今回の件につきまして、企業に対策を実施させることが私は重要であると考えております。

既に質疑の中でも明らかにしているように、吉川市と松伏町にまたがる工業団地、東日本テクノポリスでも工場建設により電波障害が発生しましたが、工業会の費用で対策を講じました。原因者負担の原則にのっとり、公費は一円の支出もなかったということです。原則を曲げないことが大事であり、そして仮に曲げるときは、曲げるだけの十分な理由がないといけません。今回の場合、いろいろ工業会にやってもらっているということでした。これでは思いやりの予算ではありませんか。町民の理解は到底得られないものと考え

えます。

私たちは、国民や町民の中にモラルの欠如があることに出会うことがあります。どうしてこうしたモラルが欠如してきたのかを考えると、私たちがつくってきた社会の中で育成されてきたということが言え、中でも政治の場の不条理は、大きな影響力を与えてきたと考えます。今回、原則を破るに足る理由になっていません。ですから、今後、新たなモラルの欠如が発生するのではないかと懸念を抱くもので、無駄な予算の支出とともに、深い憂慮を抱くものであります。

続いて、同和事業についても認めることができません。長い間、差別があったことは事実ですし、差別を受けてきた苦しみに同情もいたします。国は昭和44年から特別対策をとってきました。そして、同和地域も周辺と変わりない生活環境になりました。これで対策は終結すべきでしたが、なお心理的差別が残っているといって続けてきておりました。

しかし、どうして同和問題だけ心の中の差別を強調するのでしょうか。外国人やエイズをはじめとした病気、障害者、性差によるものなど多数心理的差別があります。そして、これらは心理的差別だけでなく実態的差別もあります。したがって、同和問題だけが特別優遇される理由はどこにもありません。だから、法は平成14年に終了したのです。これ以上の支出をやめ、直ちに終結することを求めます。

このような反対のものがある一方、私たちが求めてきたものや町民福祉

の向上につながる予算が計上されています。初めに、太陽光発電及び高効率給湯器への設置に対し補助金がつきました。また、(仮称)ふれあい交流センターの建設とあわせ太陽光発電が設置されます。温暖化対策につながる制度として歓迎します。温暖化対策は喫緊の課題として、今後も最大限の努力を求めるものであります。

また、ダイヤモンド交通システムを実施するための研究が行われます。お年寄りの外出を容易にすることにより活動の場を広め、ひいては介護予防にもなると考えます。早期の実施を望むものです。

環境基本条例も策定していくことになりました。嵐山町は自然環境豊かな町です。しかし、一方では、この環境が破壊される事業も計画されました。豊かな環境をさらに守っていくためのすばらしい条例を期待いたします。

最後に、耐震診断とあわせ、耐震改修費に補助金がつき、また建築物耐震促進計画も策定する方向です。さらに、防災訓練も秋に行われます。地震国日本です。いつ大きな地震に襲われるかわからないわけで、このような制度を歓迎し、しっかりした計画と実のある訓練を望みます。

私たちは、以上のような認められないものとあわせ、評価するものを慎重に精査しました。結果、評価するものが多数に上り、また町民から歓迎の声もあることを重視しました。よって、平成 22 年度予算に賛成することになりました。

なお、少子化の中、子育て支援は今最も求められる施策の一つです。今

後も最大限の努力を求めます。

また、町債は少なくない状況にある中で、公債費を超えての起債でした。健全な財政運営があつてこそ、町民福祉も充実するものです。十分な留意を払うことを求めて、賛成討論を終わります。

○藤野幹男議長 続いて、賛成討論を行います。

第2番議員、青柳賢治議員。

〔2番 青柳賢治議員登壇〕

○2番(青柳賢治議員) 2番議員、青柳賢治です。

議長の指名をいただきましたので、政友会を代表して、平成22年度一般会計予算に対し賛成討論いたします。

景気回復感がいまだ感じられない厳しい経済危機の中での平成22年度予算編成は、給与費総額約3,300万削減の上に編成されましたことに対しまして、執行者、関係者に対しまして、心より敬意を表したいと思います。

歳入の町税に当たりましては、前年度伸び率がマイナス6.2%となり1億7,400万の減額です。平成16年度の4.9%を超えるマイナスの伸び率となりました。雇用の確保、安心した暮らし、未来を支える子供、これらの各施策の取り組みのために町債の実質約6,700万円の増額は理解できます。

七郷小学校体育館の耐震診断及び菅谷中学校の耐震診断、社会の宝である子供たちが健全な施設で生活できることになるわけですから、政府でも近ごろ追加経済対策が浮上して、学校耐震化なども含まれているようで

す。早急な耐震化の完了を望むものであります。

ダイヤモンド交通システムについては、確かな嵐山町ダイヤモンドシステムを確立し、高齢者の頼りとなる外出手段を確保していただきたいと思えます。

町は環境に対し、嵐山町地球温暖化対策実行計画の策定に続き、環境基本条例の策定の準備に入ります。具体的な事業内容としては、太陽光発電及び高効率給湯器の設置に対する補助、金皿山の里山公園整備、深谷沼の親水公園整備などは、まさに後期基本計画「未来への風を彩る蝶の里、緑園都市らんざん」に向けての最終年度にふさわしい事業であると思えます。

まちづくりでは、児童生徒の通学路を中心とした整備、生活道路の整備が予定されております。安心して歩行ができる環境が一段と整うことになり、保護者の皆様の安心につながることとなります。(仮称)ふれあい交流センターの整備には、お年寄りから子供まで、また多くの活動団体が心待ちにしています。快適に活動ができ、多くの町民の皆様が触れ合うセンターとなることを期待いたします。

当面厳しい財政運営が見込まれますが、今でも嵐山町に生まれ育つ未来の宝は多くいます。将来の嵐山町の住民のためにも、今こそ町民一人一人の地域経営の実践が求められるのではないのでしょうか。平成22年度予算が一人一人の町民の皆様を幸せにする予算になることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○藤野幹男議長 以上で討論を終結いたします。

これより第13号議案 平成22年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野幹男議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時17分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号～議案第19号の委員長報告、質疑、討論

採決

○藤野幹男議長 日程第2、第14号議案 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第3、第15号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件、日程第4、第16号議案 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、

日程第5、第17号議案 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定
についての件、日程第6、第18号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特
別会計予算議定についての件及び日程第7、第19号議案 平成22年度
嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件を一括議
題といたします。

本6議案につきましては、さきに予算特別委員会に付託してありましたの
で、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

河井予算特別委員長。

〔河井勝久予算特別委員長登壇〕

○河井勝久予算特別委員長 2月26日に本定例会で付託されました特別
会計予算6議案について、報告書を読み上げまして委員会報告といたしま
す。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。予算特別委員長、河井勝久。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会
議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告していきます。

議案第14号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定に
ついて、可決すべきもの。

議案第15号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につい

て、可決すべきもの。

議案第 16 号 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第 17 号 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第 18 号 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について、可決すべきもの。

議案第 19 号 平成 22 年度嵐山町水道事業会計予算議定について、可決すべきもの。

特別委員会報告を読み上げます。

予算特別委員会報告書、平成 22 年 3 月 19 日、予算特別委員長、河井勝久。

1、付託議案名。

議案第 14 号 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について。

議案第 15 号 平成 22 年度嵐山町老人保健特別会計予算議定について。

議案第 16 号 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議案第 17 号 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について。

て。

議案第 18 号 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について。

議案第 19 号 平成 22 年度嵐山町水道事業会計予算議定について。

2、審査経過及び結果について。

2月26日開会の本町議会第1回定例会において、本予算特別会計に付託されました上記予算議案6件について、3月11日に全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもとに開会いたしました。

最初に、議案第 14 号 平成 22 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

人間ドックの委託料について、特定健診で既に済んでいる人はいないのか、併診と脳ドックの関係はとの質疑に対して、人間ドックは 270 人を予定、併診は 40 人、特定健診と脳ドックの関係は、脳ドックは3年に1回の基準、人間ドックは特定健診も兼ねているので、脳ドックだけではなく、人間ドックとの併診で受けていただいている。特定健診は受けないが、人間ドックを受けたい人は多くいる。ドックの希望者が多いので、人数と町の負担も見直しをした。町負担を2万 1,700 円から2万円に、個人負担を1万 5,000 円から1万 6,700 円に変更した。町民要望が多いのは、町内に受診できる医療

機関があることではないかとの答弁がありました。

また、国保会計が今の伸びで賄えるのか、厳しいのではとの質疑に対して、財政は非常に厳しい。医療の伸びは構造的にふえている。準備基金を2,600万円取り崩す予算で、残額は80万ほどとなる。医療費は6.3%ふえると見込んでいる。税の改定については、慎重に考えていかなければならないと答弁がありました。

国保税の滞納に対する資格証明書、短期保険証の発行状況はとの質疑に対し、そもそも保険制度であり、保険税で国保は運営していることの納税の認識をしてほしい。滞納は個々の実態を把握することであり、訪問などをして理解を求めている。資格証11世帯、短期証166世帯であり、うち引き取りがないのは73世帯である。高校生の短期証の発行は、7月より6カ月となる方針である。資格証明書の発行要件は、滞納1年以上の世帯、かつ短期証の交付を繰り返す者で、納税相談にも来ない世帯が資格証の発行となるとの答弁でした。

医療給付費等が高い要因は何かとの質疑に対して、分析は難しいが、高額80万円以上の部分はそれほど伸びていない。30万から80万円までの入院医療費が伸びており、県平均よりも上回っているとの答弁がありました。

すべての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号 平成 22 年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件を審査いたしました。審査は歳入歳出一括して質疑を行うこととしましたが、質疑、討論ともありませんでした。

採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を審査いたしました。審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

県広域連合の保険料改正と滞納者の資格証明書の発行はとの質疑に対し、県の保険料の額は 22 年、23 年度は均等割 4 万 300 円、所得割は 7.75% です。資格証明書の発行の基準は広域連合にはある。滞納については、保険制度の理解がされていないことから滞納が出る場合もある。まず、制度の理解を求める必要から、電話や訪問により説明させていただくようにしている。また、納付方法のわからないこともあり、誤解しての滞納もある。本町には、資格証交付の対象者はいないとの答弁がされました。普通徴収の保険料 700 万円が下がった理由についての質疑に対し、21 年度当初予算を組んだとき、特徴 7 割、普徴 3 割で組んだが、21 年度の実績により 22 年度は特別徴収 77%、普通徴収 23% としたためとの答弁がありました。

質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべ

きものとすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を審査いたしました。審査は、歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

認定状況を見ると要介護度の高い人はふえていないようであるが、施設入所はふえているのか、介護給付費が増加している理由についての質問に対し、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費も昨年よりふえている。介護老人福祉施設への入所者がふえたことにより、施設介護給付費が増加しているとの答弁がありました。単身高齢者が増加していると思われるが、単身高齢者と家族と同居の高齢者との利用度の分析について、介護量や優先度が違うが、どのように反映していくのかとの質疑に対して、例えば施設入所については、単身高齢者が優先になることがある。単身高齢者の増加については、今後の推計において検討していきたいとの答弁でした。介護予防住宅改修費がふえている理由はとの質疑に対して、21 年度のこれまでの実績が伸び予算の流用で対応しているため、22 年度予算については増額して予算計上しているとの答弁がありました。

すべての質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手多数により可決すべきものとするに決しました。

次に、議案第 18 号 平成 22 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議

定についての件を審査いたしました。審査は、歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

公債費は1億 2,300 万円減るが、今後も続くのかとの質疑に対して、減ったのは借換債がなくなった。元金の償還については、2億 5,000 万円くらいが 26 年まで続くとの答弁でした。市野川流域下水の負担金が半分以下になったが、理由と今後も減るのかとの質疑に対し、建設費の負担金については、今年度割合が変わり、嵐山町はふえている。市野川流域の負担が嵐山町は1,080 万円に減っている。3町も同じ。また、建設負担金は減っていくと思うが、ここで一定の整備は終わる。新たなものが出れば負担はまた出てくる。なくなることはないとの答弁がありました。下水に接続しない家庭に対する啓蒙はとの質疑に対し、花見台工業団地の大口が減っているが、使用料は平成 21 年度補正後よりはふえると思う。家庭の方策は、接続のお願いしかないとの答弁がありました。

質疑を終結した後、討論なく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとすることに決定いたしました。

最後に、議案第 19 号 平成 22 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を審査いたしました。

主な質疑は、次のとおりでありました。

県水の受水費用、給水量も減っているが、県は減らすことに同意してな

ったのかとの質疑に、1日1,940立方メートル、年70万8,910立方メートルに認めてもらったとの答弁でした。有収率は88%とのことだが、90%までいく努力をすべきだとの質問に対し、漏水の調査は行っているが、90%を超えるのは難しいが、努力したい。老朽管の布設工事は、計画では進めていくとの答弁がありました。

質疑を終結した後、討論はなく、採決の結果、挙手全員により可決すべきものとするに決定いたしました。

以上により、議案第14号平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件外5議案について、すべて審査を終了いたしました。

これをもちまして、本委員会の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、第14号議案から第19号議案までを一括して行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論、採決につきましては、予算議案ごとに第14号議案から順次行います。

まず、第14号議案平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議

定についての件の討論を行います。

討論につきましては、反対討論を1名の方から届け出いただいております。

反対討論を行います。

第10番議員、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。

議案第14号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について反対をいたします。

市場化・規制緩和は、自営業者などの経営難も加速しました。また、大企業の雇用破壊による失業者や非正規労働者が大量に国保に加入しています。同時に今後、団塊の世代の退職者により国保加入者が増加する傾向になると思われます。加入者の多くが年金生活者などの無職者で低所得者が多く、加入する国保は国の適切な財政支出があって初めて成り立つ医療保険です。

ところが、政府は1984年の国保法改正で国保への国庫負担率を医療費の45%から38.5%に削減し、その後も事務費や保険料軽減措置などへの国の財政支出を廃止、削減してきました。同時に、後期高齢者医療制度の導入は、国保財政をますます不安定にしています。こうした事態を招いた大もとは、歴代政権の社会保障切り捨て政治です。

後期高齢者医療制度後の協会健保は、支援金の負担が多く、解散、脱退がこの間ふえてきています。このことは、国保財政の前期高齢者交付金に影響を与えかねません。こうした点では、84年当時の補助金に戻すべきです。

さて、先日11日の全日本民主医療機関連合会の調査では、受診がおくれ死亡した人が43人に上るとの報道がされました。そのうち33件は、国保料滞納による無保険、短期保険証、資格証明書となっており、病状の悪化が死亡に至ったとされています。まさに低所得者層は医療さえ受けられない厳しい状況が浮き彫りになりました。嵐山町でも資格証明書11世帯、短期保険証166世帯となっており、住民の命と健康を守る上でも無条件で保険証の交付を行うべきです。同時に、保険料の引き下げを行い、住民の負担軽減と安心して医療を受けられる制度の確立を求めて、反対討論とします。

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第14号議案 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野幹男議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、第15号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論については、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第15号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤野幹男議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、第16号議案 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、反対討論を1名の方から届け出いただいております。

反対討論を行います。

第10番議員、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。

議案第16号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療制度特別会計予算

議定について反対をいたします。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を他の医療保険から切り離し、全員から保険料を取り立てて、受けられる医療内容を抑制することをねらった医療制度です。保険料は本年度改定され、埼玉県では 2,621 円引き下げられ、7万 1,609 円になったとはいえ、まだまだ負担は重くなっています。

また、現在政府が検討している新制度は、65 歳以上を原則国保に加入させた上で、65 歳未満とは区別して、都道府県単位で財政を運営する。

2つ目に、65 歳未満の国保も都道府県単位に広域化し、65 歳以上も含め、現行の後期高齢者医療広域連合か都道府県が運営主体になる。市町村には保険料徴収や保険事業、各種申請の受け付けなどの窓口業務が残る方向である。

3つ目に、新制度は 25 年度から始まるとしています。

4つ目には、それまでに国保の都道府県単位化が実現しなければ、65 歳未満の国保は市町村単位、65 歳以上は都道府県単位、現在の後期高齢者医療広域連合が財政運営をするということでスタートする見込みです。

また、財政負担は、22 年度予算ベースで公費 32%、高齢者の負担 17%、若人の負担 51%ということになり、市町村国保にとっては前期高齢者の財政負担がなくなるため、保険料負担は増加するというふうに言われています。

65 歳以上を別建ての国保に加入させ、保険料は 65 歳以上の高齢者の医療費給付の 17%を負担するものであり、まさに後期高齢者医療制度の対象年齢を引き下げ、うば捨て山制度を拡大するものです。

あらゆる世代に負担増と医療切り捨てを行う後期高齢者医療制度は廃止し、以前のように老人保健制度に戻すことを求め、反対討論といたします。

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより第 16 号議案 平成 22 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野幹男議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、第 17 号議案 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、反対討論を 1 名の方から届け出いただいております。

反対討論を行います。

第 10 番議員、清水正之議員。

〔10 番 清水正之議員登壇〕

○10 番(清水正之議員) 日本共産党の清水正之です。

議案第 17 号 平成 22 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について反対をいたします。

介護保険は、40 歳以上が強制加入となる制度です。そのうち 65 歳以上のお年寄りには第 1 号被保険者として、特別徴収として年金から天引き、また年額 18 万円以下の年金受給者、無年金者は普通徴収として自主納付です。その上、保険料を滞納すると利用料負担が 1 割から 3 割に引き下げられたり、サービスそのものが受けられなくなってしまう。本年度の予算でも、普通徴収の保険料徴収率は 89%になっています。既に 10 人に 1 人はサービスの利用の影響を受けることになっている予算となっています。

介護保険会計は、年度末の支払い準備基金がお年寄り 1 人当たり 2 万 1,311 円になります。保険料の引き下げとともに軽減措置を設けるべきです。

また、待機者 40 人、とりわけ要介護 3、4、5 の待機者が 9 人、この解消と同時に保険、介護予防給付においては事業仕分けの対象となり、費用対効果について、国は今年度から検証していくということです。

介護保険制度が発足して 10 年を経過し、介護保険の給付だけでは高齢者の生活を支えられないことがはっきりしました。公費負担を軽減した上に、今度は費用対効果が明確でないとして廃止することは、許されません。町としては執行残とならないよう努力することを求めて、反対討論といたします。

す。

○藤野幹男議長 以上で討論を終結いたします。

これより第17号議案 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定
についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するこ
とに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤野幹男議長 起立多数。

よって、本案は可決されました。

次に、第18号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議
定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第18号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議
定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決するこ
とに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤野幹男議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、第19号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はありません。

討論を終結いたします。

これより第19号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○藤野幹男議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成22年度当初予算に関する議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第23号～議案第27号の委員会報告、質疑、討論

採決

○藤野幹男議長 日程第8、第23号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件、日程第9、第24号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件、日程第10、第25号議案 町道路線を廃止することについて(町の境界変更)の件、日程第11、第26号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件及び日程第12、第27号議案 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)の件、以上5件を一括議題といたします。

本5件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長の指名がありましたので、総務経済常任委員会より付託されていた町道路線の廃止並びに認定について審査経過及び結果について報告します。

本委員会は、3月3日午前10時から総務経済常任委員会を開会し、調査しました。

付託のあった議案は第23号から第27号までの5議案、廃止9路線、認定32路線の合計40路線であります。

当日は、説明員として田邊都市整備課長、内田副課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質疑、意見交換という日程で審査を進めました。

審査の経過ですが、議案第 23 号は道路台帳の補正によるもので、平沢、志賀地内の7路線、これは平沢区画整理事業による廃止についてです。

議案第 24 号は、町有財産の払い下げによるもので、杉山地内、個人の所有している墓地へ行くところの公道の払い下げで、公道の両側とも墓地所有者の土地であります。

議案第 25 号は、町の境界変更によるもので、小川町との境界変更の際の錯誤により廃止するものです。

議案第 26 号は、道路台帳の補正によるもので、平沢区画整理事業及び、今役場敷地内で行われている防災広場の西側にできる道路などの認定についてです。

議案第 27 号は、道路敷地の寄附によるもので、川島地内の2路線についてです。

本委員会は、これらの道路確認を行い、帰庁後、質疑、意見交換を行いました。いずれもありませんでした。

そのため、直ちに採決に移り、採決は1議案ずつ行いました。

採決の結果ですが、議案第 23 号 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)、全員賛成。議案第 24 号 町道路線を廃止することについ

て(町有財産私下申請)、全員賛成。議案第 25 号 町道路線を廃止することについて(町の境界変更)、全員賛成。議案第 26 号 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)、全員賛成。議案第 27 号 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)、全員賛成でした。

よって、本委員会は、議案第 23 号から議案第 27 号までの5議案すべて、原案どおり全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託されていた議案第 23 号から議案第 27 号までの結果について報告いたします。

以上です。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

まず、第 23 号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告の

とおりに決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第24号議案 町道路線を廃止することについて(町有財産払下申請)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第25号議案 町道路線を廃止することについて(町の境界変更)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第26号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

続いて、第27号議案 町道路線を認定することについて(道路敷地の寄附)の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第13、請願第1号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する請願書についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長の指名がありましたので、総務経済常任委員会より付託されていましたが、審査経過及び結果について報告します。

本委員会は、3月4日午前10時から総務経済常任委員会を開会し審査しました。

付託のあった請願は、地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する請願書であります。

当日は、説明員として紹介議員の渋谷登美子議員から提出説明を受け、その後協議会に切りかえ、請願の趣旨説明の申し入れがあった弥永健一さんより説明を受け、質疑を行いました。

質疑終了後、紹介議員、説明員の退席を求め、委員会に切りかえ審査を行い、意見を求めました。

主なものとして、次のような意見がありました。

年金制度の一元化は、係る部門がそれぞれ違うので難しい。請願の1から3は、現行制度の廃止でなく見直しととられる。年金制度の問題は、地方議会議員年金制度検討委員会が設置され検討中であるなどの意見がありました。

審査終了後、直ちに採決に移り、採決の結果ですが、採択はなく、不採択4人、趣旨採択1人。よって、付託されました地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する請願書は、不採択すべきものと決定いた

しました。

以上をもちまして、総務経済常任委員会より報告いたします。

○藤野幹男議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論を行います。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) 総務経済委員会の地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する請願書の不採択に反対します。

平成21年12月に行われた地方議員年金制度検討報告では、市町村議員年金共済会は、平成23年度で積立金が枯渇し、平成43年度の財源不足額は3,400億円と明記されています。総務省が設置した地方議員年金制度検討会は、地方議員の存続のために給付と負担の見直し案を提出しましたが、これでは大幅な公費負担増は避けられません。

全国町村議会議長会は、地方議員年金制度報告会の見直し案に対して、市町村合併による激変緩和負担額を全額財政措置すること、公費負担を議員負担と同額にすること、掛金の値上げと給付金の引き下げで、現職議員に過度の負担を強くないこととして、国会議員に要望書を提出しています。

これまでに地方議員年金の問題に関しましては、徳島県小松島市議会、岐阜県山県市議会が全会一致で地方議員年金の廃止の意見書を提出しています。

過去に国民の生活とは異なる次元で制定された地方議員年金制度を存続させるために、国民と現職議員に大幅な負担を強いることは許されるものではなく、議員年金の廃止をし、年金制度の見直しを構築すべきです。

嵐山町議会が町民からの信頼を得るためにもこの請願を採択し、意見書を提出すべきであり、総務経済委員会の不採択に反対いたします。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書の提出に関する請願書についての件の採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○藤野幹男議長 挙手多数。

よって、本件は不採択とすることに決しました。

◎議員派遣の件

○藤野幹男議長 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議員提出議案第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件、議員提出議案第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についての件及び議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書(案)の提出についての件、以上3件につきまして日程に追加し、順次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第15、議員提出議案第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

柳勝次議員。

〔6番 柳 勝次議員登壇〕

○6番(柳 勝次議員) それでは、議員提出議案第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてのご説明をいたします。

内容は、会議録署名人数を変更する内容です。

周知のように、地方自治体における議員定数は著しく減少しています。この現状と次に述べる理由等をかんがみ、会議録署名議員の人数を変更するものです。

変更理由の1点目ですが、本町でも一時は24名の議員定数の時代がありました。現状では14名と大幅に減少していること。

続いて2点目ですが、比企郡内の町村は、議員定数が本町とほぼ同じではあるが、滑川町、小川町を除いて既に署名人数を3人から2人に変更していること。

そして3点目ですが、地方自治法第123条2項、会議録が署名をもって作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならないとあり、2人に変更しても何ら法に抵触していないこと。

以上の理由により、嵐山町議会会議規則を変更するものです。

それでは、お手元の議員提出議案第1号の裏面をごらんいただきたいと思います。

会議規則の第120条、右側の「3人」を「2人」に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○藤野幹男議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第16、議員提出議案第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番(渋谷登美子議員) では、嵐山町の議会政治倫理条例の制定は、平成19年の6月に行われましたけれども、そのときの制定の過程は、余り正常な状態では行われませんでした。議会運営委員会が提出した政治倫理条例を修正案として新たに修正案が出され、それについて可決されたというものです。今回、1年半たった現在ですけれども、この嵐山町議会政治倫理条例が問題のあるものであったことがわかり、新たにこの問題点を改正するというふうなものでございます。

説明いたしますと、嵐山町議会政治倫理条例の8条までは改正しません。そして、第9条になりますけれども、補助金交付団体長への就任の禁止というところを新たにつけ加えます。これは、9条は、議員は、議会に議決権があることにかんがみ、公正を確保するため、第7条第1項第3号に該当する

法人等の長の職につかないものとする。

そして、第10条として、議会は、二元代表制の一翼として、町長と議会が保有する権限と役割の違いを認識し、議会機能を十分に発揮するものとする。

2、議員は、法令または条例で定めたものを除き、町の附属機関の委員の職及び私的諮問機関の委員の職に就任しないものとするという形で、これはあとずっと条例が下がっていきます。

そして、次ですけれども、13条、所管事務のところなのですけれども、これは現在の形ですと、問題があったとき審査会に提出するのには議長を通さなくてはいけないわけなのですけれども、審査会は議長の求めに応じて審査をする形なのですけれども、それを直接政治倫理審査会が審査するものにかえています。

町民の審査請求権のことなのですけれども、「町民は、議員が第5条から」、これが先ほど話しました今までは議長に提出していたものが、審査会に直接提出する形になって、すべてのことがそういうふうな形になっていて、町民の請求権のところが変わっています。議長が審査会に今までは審査を求めなければならなかったわけですが、審査会は、その審査を行わなければならないものと変えています。

これは今の現状でもそうなのですけれども、政治倫理審査請求が行われても、議長が条例違反をして審査を議長のもとにとどめておくことができるこ

と、もう一つ、議長がセクハラの当事者であった場合、セクハラ被害者はセクハラの本人に政治倫理審査請求を行わなくてはならないという、とても大きな不都合があることに気づきましたので、その変更です。

そのほか、すべて議長に審査を求めるもの、審査会に変更し、そしてそれが17条なので、「議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求人及び被請求議員に対し、その旨を文書で通知する」を、「審査会は、審査結果を請求人及び被請求議員に対し、その旨を文書で通知する」という形に、今までは議長を通していたものが審査会に変わるという形の文章で、18条、19条についてもすべて、今までは議長に提出していたものを審査会に直接請求し、異議申立書も審査会に直接提出するという形に変更しています。

21条に、見直し手続を新たに加えました。これは、議会は、社会情勢の変化または町民の意見を勘案し、必要があると認める場合は、議会運営委員会において、この条例の見直しを検討するものとする。

前項による検討の結果、この条例の改正を含め適切な措置を講じる場合は、議員全員協議会による協議を経てから行うものとするという形になっています。

今までの不祥事というのは、改めてお話しすることもないのですけれども、昨年1月に団体の長であるという形で、吉田集会所の管理人を嵐山町の議員の松本美子議員が行っていたことが発覚したことからいろいろなことが起

こっていて、昨年の段階で変更すべきであったとは思いますが、それが是正されればそれでよいのかとも思っていたのですけれども、そうでもないようなので、改めて条例で文言を定め、規則を定めるという形にしております。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) それでは、質問させていただきますけれども、先ほど説明がありました改正後のほうの13条以下、いろいろ説明されていきました。内容は、今まで議長あてに、あるいは議長が審査会に要請する、あるいは審査会に提出するという文言が、すべて議長を除いて、いきなりというか、審査会のほうに提出してもいいのではないかという内容だと思うのですけれども、まずこれは言うまでもなく議会倫理条例ですから、あくまでも議会のことです。やはりこれは議長が何も知らないで審査会に次から次へいろんなことが提出されたということについて、議長も議会も何も知らなかったという、そういう状況が起きたときに、私は議会倫理条例であるのですから、そういう状況はあり得ないのではないかなというふうに思うのです。

この議員必携の中にも、議長の権限というか地位というのがちゃんと示されております。例えば短いからちょっと読みますけれども、議長は、議会の活動を主宰し、議会を代表する者で、議会構成上欠くことのできない重要な地位にあるということと、それから議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有している。そしてなおかつ、議長の地位は議会自体の権威と結び

つくもので、議長の中立性と尊厳性を保つというように書いてあるので
すね。こういうところを見ても、議長が何も知らないということは考えられない
のですけれども、その辺についてどうお考えなのかお聞きいたします。

以上です。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 監査委員に関していいますと、住民監査請求
は、町長を通さず直接監査請求されます。それから、厚生労働の委員会等
も、すべて町を通さず直接厚生労働委員会に諮られます。

そういうふうな形で、被害者あるいはそれぞれの請求人と被請求人の立
場を公平な立場で行うことが必要であるため、今回特に嵐山町の政治倫理
審査会では、政治倫理審査請求を議長に通すことによる弊害が起きている
ということがわかりましたので、この弊害をなくすためにも、この政治倫理条
例は直接嵐山町では、嵐山町のような小さな議会では特にそうなのですけ
れども、予算も少なければ、政治倫理審査会に関しても常なる政治倫理審
査会を開催し、それを見守っていくということが出来る状況にはありません。

私たちは、新宿区の政治倫理審査条例をもとにしてつくったわけなので
すけれども、新宿区の場合には、常に政治倫理審査会というものがオンブ
ズマン的に働いています。ですけれども、嵐山町の場合は、そういった形を
予算的にもとることができず、そして常に町民の意識というのは、そういった
ことに対しての情報の提供もないということがあり、直接政治倫理審査会に

出すほうが公正性を確保できるというふうに考えます。

特にセクハラ問題が起きたときに、議長がセクハラの当事者であった場合には、そのセクハラの当事者に審査請求を出すということになってきます。そういうふうなことはあり得ないわけですから、通常のことでは考えられないような事態ですから、ですから政治倫理審査会に直接出すという形に変更するものです。

○藤野幹男議長 柳勝次議員。

○6番(柳 勝次議員) だから、そういう意味も含めて私は議会の倫理条例ですよということを先に前提として申し述べたのですけれども、議会の倫理条例ですから、やはり先ほど言ったように議長の権限あるいは地位というものがあるのですから、それを議長が知らないということは、これは当然考えられないですよ。

あなたの説明ですと、すべて物事を性悪説に考えていますよね。人間は、議長がセクハラするとか、そういうことを前提にして考えているから、こういう条例ができてしまうのです。

今、新宿区の話出ましたけれども、私も渋谷さんが紹介してくれた人なので勉強させていただきました。そのときの講師の説明では、いろいろ選挙法、あるいは自治法でかなり規定されています。そういった規定されているものは上位法に任せて、少なくとも議会倫理条例は住民との契約であると、そういう形のものが望ましいというような説明をしたのですよ。ですけれども、こ

の条例あるいは変更するものについては、何かすべて制約したような内容が多いわけですね。だから、そういう点でもこれは賛成できないし、仮に、仮にですよ、もし議長がそういうふうなセクハラとか悪いことをしたにしても、議会が知らないということはありませんので、少なくとも副議長に提出するとか、そういう変更内容ならまだわかりますけれども、議長抜きにして、すべて素通りしていっちゃっている。それを議会や議長も何も知らないということは、ちょっと考えられないですね。

そういう点で、一つは性悪説から成ること、あるいは住民との契約による倫理条例をつくったほうがいいということに対して、渋谷議員の考え方をお聞きいたします。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 十分に、私は議会の議員を性悪説なんて考えていませんし、そんなことは考えていません。ですけれども、現状でこのようなことが起きていて、92条の2項を遵守すればよいという形で行われた政治倫理条例が、実際には守られていなかったことがあったのですよね、昨年。皆さんの改正条例で、92条の2項を遵守しておけばよいというふうな形で行われていたわけですが、現実的には92条の2項は違反されました。そして、それを公にすると問題が起きるであろうと思ったために、それを公にしませんでした。政治倫理条例違反なので、政治倫理審査会に提出しようかと当時の柳議長にもご相談しましたがけれども、ぜひそんなことは

やめていただきたいというお話もあったので、そういうことはいたしませんでした。

ですけれども、現実としてこういったことが起きていて、そして議長を尊重していても、その後もこういった事態が続いているわけですよ。そうではないですか。ですから、議長ではなく、政治倫理審査会に直接請求できるような形にするほうが、公平性と公正さを嵐山町議会には保てるということで、特に女性に関していいますと、セクハラ被害を受けた場合、とても重要な問題で、代理人を立てたとしても、セクハラ本人にセクハラの被害を届け出るなんていうことは、通常考えられないことですよ。

それを副議長にと、議長は一つの機関ですけれども、副議長はそれを代理するだけの、議長にかわって、議長が何かができないときにかわるだけのものでありますので、議長がセクハラ行為を起こしたときには、副議長がセクハラ政治倫理審査請求を行うとか、議長が政治倫理審査請求にひっかかるようなことをしたときには、副議長に提出するというふうな形の権限を回すこと自体がおかしな話で、直接政治倫理審査会に提出するというのが、現在のほかの法律体系を考えても妥当なものであり、私は新宿区の勉強会、学習をしたときには確かにそうであると、新宿区のことでは十分であると思いましたが、新宿区と嵐山町では町民構成とか、それから文化団体、知識的な部分も全く違います。その部分をあわせると、初めから専門職である弁護士や、それから専門家の法学者などが加わっている政治倫理審査

会に初めから提出するようにするほうが、公平で公正であると考えます。

特に現状のように、政治倫理審査請求をしておいても、議長のところとどまっておるといふ現実があるわけですね。それを変えなくてはいけないわけですから、この政治倫理審査請求に関しては、改正条例がどこに問題があるか、逆に聞きたいぐらいです。

○藤野幹男議長 柳議員。

○6番(柳 勝次議員) いずれにしても、先ほどから言っているように、そういうことを議長が知らない、議会が知らないということは考えられないのですよ。ですから、この改正というのは、当然私は賛成できないのですけれども。

議長にもし問題があるということなら、副議長が当然かわるといふことは、それは何事においてもそう、何か問題があれば副議長が代行するといふのは、そんなの当たり前の話で、全然不思議なところはないと思います。これは質問ではないのですけれども、いろいろ私は述べた内容で賛成しかねます。

以上です。

〔「質問でないので言わせてください」という人あり〕

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 議会の全員協議会で、政治倫理審査請求書を議長が皆さんに配付しました。これは請求人に対しての請求人のプライバシーの問題と被請求人のプライバシーの問題を議長が全員に配ったということになりますよね。こういったこと自体が起きることが、議長に提出すること

の不公平さを出しているということなのですよ。これが、そして私自身は.....

〔何事か言う人あり〕

○13 番(渋谷登美子議員) そうということなのですよ。それが問題で、政治倫理審査会に直接請求を出さなければ、被請求人のプライバシーも請求人のプライバシーも保護されない現状があるわけです、今の嵐山町議会では。そういったことを起こしているのが嵐山町の政治倫理審査条例であるというふうに感じますけれども、その問題を抜きにして、このような質疑をなさること自体が問題であると考えます。

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

〔「ほかにいっぱいあるよ」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 失礼いたしました。

まだ時間もありますのでゆっくりどうぞ。ほかに。

安藤欣男議員。

○11 番(安藤欣男議員) 今回、政治倫理条例の改正案が出されました。提出者は、根底に吉田集会所の問題で納得できないものがあるから、それを理由にこれを出されました。それでよろしいのですね。

〔「違いますよ、政治倫理条例審査会」と言う人あり〕

○11 番(安藤欣男議員) そのことを聞きます。

それから、ここに今回9条、それから10条を入れてまいりました。これについてご案内のようにかつて修正案が出されて、それが問題だと言ってい

るわけですが、そのときにきちっと議論をして決定を見ました。吉田集会所の問題があったことは、9条を入れてなかったということを根拠にしているようですが、それとの兼ね合いでこういうものが出てきているわけなので、私どもは何ら集会所の問題については違法行為はないという認識の中で進めているわけなので、これについて入れてきた理由を先ほど表明をされましたが、改めて確認をさせていただきます。

それから、町長との関係が出ておりますが、これ政治倫理条例の中にも基本条例、議会基本条例であればこういうものも必要かなと思いますけれども、政治倫理条例の中にこういうものを入れるのはいかがかなと。

なお、2番目の議員は、法令または条例で定めたものを除き、町の附属機関の委員の職及び私的諮問機関の委員の職に就任しないものとするということも入れてあるわけですが、現在嵐山町の条例、あるいは私的諮問機関の委員の職に議員はついておりません。かつまた、嵐山町は附属機関の委員の職については、条例改正が行われておりまして、それに、国の制度の関係のやつは入れておりますが、審議会の委員についてはどこにも含まれていないというふうに認識をしております。したがって、こういうものも加えなければならない状況にはないというふうに私は思うのですが、見解をお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 第9条のほうからお話します。

第9条については、吉田集会所の問題が大きかったわけですが、それ以上にもっと問題なのは、補助金の申請書、それから補助金決定交付書は、補助金団体の代表者に申請書を出し、そして代表者に交付されるということが手続上わかりました。その手続の中で、議会はその予算を審議し、決算を審議するわけですから、ここに補助金団体の長がそのようなことを行う者を審査することは、公平性を欠くというふうに感じます。

吉田集会所の問題は管理人の問題ですが、平成12年8月から平成20年1月まで松本美子議員が集会所の管理人として就任しておりました。それが昨年1月に発覚し、そのために昨年は吉田集会所管理人の経費は、予算書でたしか21万8,000円だったと思いますが、それが4,000円に減額して決算書に出ております。そういった形で、事実嵐山町もこの吉田集会所の管理人の費用が違法であったことを認めております。これは予算書と決算書を見ればわかることです。

そのことについて代表者であるということが問題であるというのは、今まで聞いておりましたら、代々吉田地区集会所の管理人は部落解放同盟嵐山支部の代表者が就任する形になっているということで、そういうふうな形にずっと来ているということがわかったため、その部分が、これが問題であるというふうに感じております。

嵐山町では、ほかにも補助金団体の長が何かいろいろな仕事をする

いうケースがあるかもしれません。その場合、議員がその役職に就任して
いて気づかないこともあると思いますので、これを改正するものです。

そして、10条に關しましては、町長との關係は當然のことであります。政
治倫理というのは町長との關係で、長に対していろいろなことを依頼したり
することもあります。そのことが問題であると考えます。そのために政治倫
理条例の、すみません、その以前のところで、町への要望書は必ず議員と
して議長に報告するというふうな事項になっております。そのくらい長との關
係は厳正にされるべきものであると考えます。

そして、議員は、法令または条例で定めたものを除き、附属機関の委員
及び私的諮問機関の委員にということですが、これは吉田地区集會
所、吉田集會所運営委員会委員に松本美子議員が現在就任しております。
それから、人権教育推進協議会委員にも、現在松本美子議員が就任してい
るという状況があります。

○藤野幹男議長 安藤欣男議員。

○11番(安藤欣男議員) 政治倫理ですので、この9条についてもみずから、
2年前ですか、3年前ですか、そういうことで倫理をきちっとすれば、あえて
入れる必要はないだろうという中でこれがカットされたわけなのですが、ただ、
今説明によりますと、吉田集會所の管理人について問題だったというご指
摘ですが、そのときも違法だというふうな決定ではないのですよ。違法の疑
いがあるかもしれないからということで松本さんは辞退したのですよ。受け

手も辞退したのですよ。その辺は認識をきちっとしてもらいたい、そういうふうに思います。

それから、二元代表制の関係は、議員とすればそんなことは当たり前の話なのです。当たり前の話ですよ。別に倫理条例に入れなくても私はいいと思う。

それから、吉田集会所の運営委員になっているとおっしゃいますが、これは議員としてなっているのではないのですね。地区の役員としてなっている。その辺は誤解があるのではないかと思うのですが、見解をお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 嵐山町の議員というのは、嵐山町全体の代表です。地区の代表と全体の代表を兼ねるとするのは、非常に難しいことであると思います。嵐山町の議員として、なおかつ地区の代表として委員に就任するということがあるのでしょうか。普通いろいろな予算案にしても決算案にしても、それを審議するのは議会の議員です。それを地区の代表だからというふうな形で、いろいろな要望は出せますよね。その部分を議会の議員がこれを審査するというのは、1人の中に2人の人間がおり、その2人の人間を使い分けるということとはできないわけで、地区の代表と議員とを一緒に兼ねるとすることは、少なくとも、地区の代表する分には構いませんよ。地区の代表でここに出てこない場合には、別に問題はないと思います。

推薦といいますか、法令やまたは私的諮問機関というのは、嵐山町の長の政策を決定する附属機関であります。その政策を決定する附属機関の中に、地区の代表として議員が出てきて、その本人が議員として決算や予算を審議するというふうな二重の使い分けはできず、そのためにこの条例の定めを加えるべきであると考え、そしてそれは規則に、92条の2項やいろいろな今までの紳士協定的な部分では、紳士協定で行われるべきものが、紳士協定を守るべきことが守られないという状況があったために、わざわざここに定めをつけて、もう一度皆さんで政治倫理条例を守っていきましょうというこの意味で、改正条例であります。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○13番(渋谷登美子議員) 何が答弁漏れでしょうか。

○藤野幹男議長 もう一度、安藤議員。

○11番(安藤欣男議員) 吉田集会所の、去年、確かに管理人の関係のときに違法だというそれがあったからこれが出てきたのだと言っていますが、それは違法としてではなくてというふうに私は言ったのですよ。

〔「わかりました」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ちょっと待ってください。

○11番(安藤欣男議員) ですから、私はそれは違法だということではなくて、違法の疑いがあるとまずい、そういうことですから辞退をするということで辞退したわけですよ。だから、その辺の認識がちょっと違うのではないかなと

思っているのだけれども。

○藤野幹男議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 違法の疑いということは、監査請求や政治倫理審査会に審査請求したら、そこでひっかかる可能性があるということですよね。そして、政治倫理審査会でひっかからなかったとしても、監査請求でひっかかったら住民訴訟に行って、そこで裁判で決定していかなくてはいけないという状況になるということです。その部分があつて辞退したということではないかと思えますけれども、私はこれは違法性がはっきりしていると思います。

それは、一つの業務というのは、例えば公共事業でしたら、50%以下のものでしたら、それは今の段階では92条の2項にはひっかからないという形になっており、ひっかからないかもしれないというふうに一応言われていますけれども、松本美子議員の吉田集会所の管理人は100%の請負でありますから、どのようにしても違反になるのです。

そのために、私としてはいろいろ考えましたけれども、公にすると問題が起きるので、公にしないほうがよいだろうという形で、監査請求や政治倫理審査会の請求を行わなかったわけですがけれども、私と松本美子議員の見解が違つても、それはそのような事実になっており、実際に違法でなければ辞退するということは寄附をしたということになります。嵐山町に松本美子議員が違法でないならば、その部分を寄附したことになり、またその部分

での問題が起きてきます。

○藤野幹男議長 よろしいですか。

安藤議員。どうぞ、3回目。

○11 番(安藤欣男議員) 見解の違いもあるわけですが、ただ言ったように、今渋谷議員から出た寄附行為になるのではないかという部分ですが、これはもらっていない、もらったものを出すというのは寄附行為だけれども、辞退するというので、執行されていないわけですから、もらわなかったものについては何ら寄附行為には当たらないというふうに、私はそういう見解をとりませんが。

それから、委員の問題ですが、渋谷議員さん、ごっちゃにしているのではないかと思うのですが、というのは町が附属機関の委員の職、それから私的諮問機関の委員の職、これを議員として頼んだ場合には、これは主体的なことですよ。議員として入っているわけではないですから、地区の代表として入っているわけですから、これは何ら議員として委員になってもらっているのではないということなのですよ。その辺を誤解というか、ごちゃごちゃにしないほうが私はいいのではないかというふうに思うのです。

地区の代表、農業の代表者が農家の問題について諮問を受ける、諮問というか、相談を受けることもありますよ。だから、それは議員としてその委員会に委員にお願いしているのではないということで、今までやっておるわけですから、これ現在も何ら問題的事項はないというふうに私は思ってい

るのですが、認識の違いが私はあるというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 2つ目の部分からですと、この改正条例で言っているのは、議員はみずから長の私的諮問機関や附属機関の委員にならないということを出しているわけで、今までそうだったから、それが問題がなかったからという形ではなく、そういうふうなことをお断りしましょうという条例案です。

そして、最初の部分は何でしたっけ。

○藤野幹男議長 寄附行為、辞退したので、それは寄附行為に当たらないということ。

○13 番(渋谷登美子議員) 寄附行為に当たらない、これは違法で、契約として1月までやっていたわけですよ。1月まで契約としてやっていたのが、そうするとそれは当然業務としては請負業務ですから、それがずっと本来なら支払わなくてははいけないわけです。ですけれども、それを支払わないのが違法行為という形で、違法行為であるから支払わないという形であるのならば、それは正当な、嵐山町の公金支出の正当な行為に当たりますけれども、違法ではないけれども辞退しますという形ですと、そうすると業務の請負契約を行っていたわけですから、違法ではないのに辞退するのだと、その行為

は寄附行為に当たると考えますが。

○藤野幹男議長 ほかに。

〔「ちょっとすみません」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 特別にもう一回どうぞ。

○11 番(安藤欣男議員) 寄附行為というのは、受け取ったものを出すということが寄附行為なのです。受け取らないものを、もらっていいといったのは別に寄附行為ではないというふうに私は思うのですが、そのところの見解を聞いているだけです。

○藤野幹男議長 どうぞ、渋谷議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 業務請負契約を行っていて、業務請負契約をそれを受け取らないから、それが寄附行為にならないということではなくて、違法ならばそれを受け取らないことはできるのですけれども、業務請負契約をやっておいて、そしてその事業を行っておいて、なおかつその金額を受け取らないというのは、その金額を寄附したという形に考えられるわけです。そういうふうに解釈するわけですが、その部分が違うということはありません。そう思いますよ、普通。普通の民法的な解釈でそれが当然であると思います。

○藤野幹男議長 3回終了しました。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号 嵐山町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○藤野幹男議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○藤野幹男議長 日程第17、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書(案)の提出についての件を議題といたします。

提出者より提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番(清水正之議員) 少し冷静になって判断をしてもらいたいというふうに思います。日本共産党の清水正之です。

後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書(案)の提出ですけれども、後期高齢者の廃止については、4党合意で廃止をするというのが決まっていた。同時に、民主党もそれに乗って、さきの総選挙ではマニフェストに廃止を掲げて総選挙を戦ったわけです。しかし、政権後は新制度をつくるということで、4年先延ばしというふうになってしまいました。

この新制度ですけれども、先ほど討論の中でもお話をしましたけれども、国民健康保険の公益化がねらいというふうに感じます。それは、65歳以上を原則国保に加入させた上で、65歳未満とは区別して都道府県単位で財政を運営するというふうになっています。同時に、65歳未満の国保も都道府県単位に公益化し、65歳以上も含めて、現行の後期高齢者医療広域連合か都道府県が運営主体になるということでもあります。

市町村がやる仕事は、保険料徴収や保険事業、各種の窓口業務が残るということでもあります。同時に、この新制度が始まるのは平成25年度からということで、この25年までに国保の都道府県単位化が実現しなければの話ですが、65歳未満の国保は市町村が行う。65歳以上は現行の都道府県単位というか、後期高齢者広域連合が財政運営を行うということでスタートさせるというふうになっています。

ちなみに、財政負担については、75歳以上の高齢者の医療給付に約5割の公費を投入するというので、高齢者の保険料総額は現行と同じという内容であります。そういう面では、現行の後期高齢者医療制度を75歳から

65 歳に引き下げるといった形になっただけにすぎないというふうに思います。この後期高齢者医療制度そのものは、お年寄りから保険料を取り上げて差別医療を押しつけるということで批判になった制度であります。

したがって、私たちはこの後期高齢者医療制度を廃止をして、当面老人保健制度に戻し、新たな老人保健制度を充実させるというのが私たちの方針です。

それでは、意見書(案)について朗読をいたします。

後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書(案)

後期高齢者医療制度は国民の激しい怒りを呼び、これも一つの要因となって総選挙の結果、政権交代となった。

この制度は 75 歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、①これまでの負担のなかった扶養家族を含め一人ひとりから保険料をとって。②受けられる医療を制限し差別する「別建て診療報酬」を設ける。③保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。④保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなどというものであり、高齢者の医療を差別する「うば捨て」制度そのもので廃止するしかない。埼玉県では平均保険料を 2,621 円(3.53%)引き下げ、年額 7 万 1,609 円になったとはいえ、高齢者にとっては負担となっています。まして全国的には 14.2%、8,800 円という大幅値上げが高齢者・住民にのしかかります。一日も早く老人保健制度にもどすとともに、そのさい保険料などの負担増とならないように国保に対

する財政措置をとるべきである。

そもそも、病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担をおこない、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。しかし政府は、①広域連合の余剰金の活用②財政安定化基金の繰り入れなどで対応する方針となりました。結局は「国庫補助は行わないから、自治体で保険料抑制の努力をせよ」というものです。

よって、嵐山町議会は、国において後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、老人保健制度にもどすとともに、必要な財政措置を行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 22 年 3 月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 藤野 幹 男

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣 様

総務大臣 様

参議院議長 様

衆議院議長 様

であります。以上です。

○藤野幹男議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 討論を終結いたします。

これより議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書(案)の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○藤野幹男議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎日程の追加

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○藤野幹男議長 日程第18、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長あいさつ

○藤野幹男議長 これにて本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成22年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のあいさつを申し上げます。

今期定例会は、2月26日に開会をされまして、3月19日の本日まで22日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成22年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案をすべて原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。また、公平委員の選任に当たりましてもご同意を賜り、深く感謝を申し上げる次第であります。我々執行部といたしましては、新年度予算を誠実に執行し、町民の負託にこたえる決意であります。

なお、議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましても、十分検討いたしまして対処する所存であります。

また、このたび埼玉県町村議会議長会自治功労表彰を受けられました松本美子議員に心からお祝いを申し上げますとともに、長年のご功績に対しまして深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて、今期定例会は議会活性化特別委員会の検討を経て、一般質問において一問一答方式が試行的に取り入れられました。初めての試みでありましたが、従前の質疑に比べ活発な議論が交わされ、さらに町民の皆様にとりまして議会がよりわかりやすいものとなったと感じております。

間もなく新年度を迎えます。この厳しい経済情勢のもと、一步ずつではありますが、着実に町政を前進をさせ、まただれもが嵐山町っていいなと思える魅力あるまちづくりに全力を傾注をする覚悟でございます。

議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう心

からお願い申し上げますとともに、ご健勝にてさらなるご活躍をされますこと
をご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のあいさつといたし
ます。大変ありがとうございました。(拍手)

◎議長あいさつ

○藤野幹男議長 次に、本職からあいさつを申し上げます。

平成 22 年第 1 回定例会も本日をもって閉会となりますが、2 月 26 日か
らきょうまで 22 日間という長い期間にわたり、議員の皆様には熱心な、そし
て活発な審議を尽くすとともに、議事進行に多大なご協力をいただき、ここ
に第 1 回定例会が無事閉会できますこと、まことにありがとうございました。

また、町長はじめとする執行機関の皆様には、審議の間、常に懇切丁寧
なる説明なり答弁をいただき、そのご労苦に対しましても深く敬意を表する
ものであります。

提出された議案は、人事、条例、予算、その他で合計 25 件でありました。
すべて原案どおり可決されました。予算審議は特別委員会方式となって 4
年目となり、より細やかな充実した審議がなされたのではないかとわれま
す。委員長を務められました河井委員長並びに畠山副委員長には、この場
をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。

議員提出議案は 3 件提出され、1 件可決されております。一般質問は、
今議会より一問一答方式、持ち時間 100 分以内という新たな方式が導入さ

れました。また、理事者側には、必要に応じ反問権も認めるという初めての取り組みです。質問者側、答弁者側、双方少し戸惑いもあったと思いますが、当面する町の諸問題に対して幅広く活発なる論議が展開されました。

特に今回は、経済情勢先行き不透明な景気が続く中、子育て、喫緊の対策、教育問題、困窮者対策及び少子高齢社会に向けて等、行政に望む質問が多く出されました。それに対して町長はじめ執行の皆さんも真摯にそれを受けとめ、町でできる対策は最大限努力するとの回答もありました。それらを含めて出された提言やご意見は、今後のまちづくりに大いに生かされることを期待するものであります。

また、去る3月1日、埼玉県自治会館において町村議会議員として15年以上在職したご功労に対し、松本美子議員が埼玉県町村議会議長会から表彰を受けられました。また、埼玉県町村議会役員の退職慰労に対し、柳勝次議員が埼玉県議会の議長会から感謝状を受けられました。両議員には、まことにおめでとうございました。今後とも地方自治の進展にご活躍いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、今議会は来年度の嵐山町を方向づける平成22年度予算を決定するという極めて重要な議会でありました。収収の落ち込みもある中で、民主党政権にかわり、前年度と比較すると予算の苦しい枠組みも見られ、町執行部におかれましては大変苦心の跡がうかがえます。しかし、町民のサービスを低下させることなく、貴重な予算を厳しい管理のもとで町民が安心

できるまちづくりを目指し、努力されることを切に希望するものであります。

また、執行側職員であります小澤上下水道課長、水島産業振興課長、田島環境課長におかれましては、今議会を最後に勇退されます。まことに長い間、町民のため、町政進展のためにご尽力いただきましたことを心より感謝とお礼を申し上げます。ご苦労さまでした。退職されてからもお体にご留意されまして、変わらぬご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます。本当に長い間、ご苦労さまでした。

結びに、執行の皆様、議員の皆様には、季節の変わり目ゆえ、また花粉の季節でもあります。健康に留意されまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げます、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○藤野幹男議長 これをもちまして、平成 22 年嵐山町議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 2時43分)